

第 8 章 災 害 復 旧 計 画

災害復旧に当たっては、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は単なる原形復旧に止まらず、必要な改良復旧を行う等将来の災害に備える計画とし、災害応急対策計画に基づき応急復旧終了後、被害の程度は十分検討して計画し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

第 1 実施責任者

市内指定地方行政機関の長、市長、市内指定地方公共機関、その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有する者が実施するものとする。

第 2 災害復旧事業計画の種類

公共施設の災害復旧事業計画には、概ね次の種類がある。

1. 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川公共施設災害復旧事業計画
 - (2) 砂防設備災害復旧事業計画
 - (3) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - (4) 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - (5) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - (6) 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - (7) 下水道災害復旧事業計画
 - (8) 公園災害復旧計画
2. 農林水産業施設災害復旧事業計画
3. 都市施設災害復旧事業計画
4. 上水道施設災害復旧事業計画
5. 住宅施設災害復旧事業計画
6. 社会福祉施設災害復旧事業計画
7. 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
8. 学校教育施設災害復旧事業計画
9. 社会教育施設災害復旧事業計画
10. その他の災害復旧事業計画

第 3 災害復旧事業予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に定めるところにより予算の範囲内において、国及び道が一部を負担し、又は補助して行われる。

第 4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合においては、市は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。